




アストのなっとく講座 ～注意?社会保障2つの変更編～


 寿寿 (じゅじゅ)・・・しっかり者のお姉さん猫
 はっば・・・わがまま、気まぐれな妹猫

 今日は、ちょっと難しいお話をするわよ。
去年の8月から、社会保障に2つの変更があったの。

 変更・・・?いい変更?悪い変更?
そもそも、何が変わったの?

 1つ目はね、『高額療養費制度』。


 あ、知ってる。
ひと月に払う医療費が高くなった場合
所得に応じて決められた上限額までを負担すればいいって
やつよね。
例えば、ひと月に100万円とか医療費がかかっちゃって
ても、実際は80,100円までの負担で大丈夫!とか。


 そう。よく覚えてたわね♪
今回、70歳以上の高額療養費の上限額が変更になったの。
所得が145万円以上の外来の場合、
44,400円→57,600円に。
住民税非課税の方を除く所得145万円未満の外来の場合
12,000円→14,000円。
外来 & 入院の場合は44,400円→57,600円。

 ん、なんか数字いっぱい難しいけど・・・

家計の主婦的な目で見ると、実負担が増えちゃう?!って
場合もありそうじゃ。
まあ・・・あたち主婦じゃないけど。
んで、もう1つはなあに?


 もう一つは、『高額介護サービス費』。


 あ、さっきの似たような感じのやつよね?
公的介護保険でサービスを使って、ひと月の負担額が高
くなった場合、所得に応じて決められた上限以上のお金は、
払った分を払い戻してもらえてるってやつ。
これも上限金額が上がるの?

 そうなの。はっば、鋭いじゃない。
世帯のどなたかが市町村民税を課税されている場合に
上限金額が37,200円→44,400円になったの。
ただし、同じ世帯のすべての65歳以上の方の利用者負担
割合が1割の世帯の
年間の上限額は446,400円で今までと同じよ。
(37,200円×12か月)

 んー・・・。
老後の医療費や介護費の自己負担、結構増えちゃうんじ
ゃない?

確かに少子高齢化!医療費高騰!って、よく聞くは聞
くけど。

 そうね。国として、保障がしてもらえるこの制度は
本当に素晴らしいものだけれど・・・
実際の生活を考えた時、ちょっと足りない場合も多
そうね。

 民間の保険で、自分でも用意することを考えた方がい
いかもね。
ただし!!!民間の医療・介護保険は、内容がほん
とに色々なの。
しっかりとした内容のものを選ぶのが重要よ!!
あたちはしっかり備えて老後を悠々自適に、遊び
まわって過ごしてやるんだからっ!!
みんなも!そうやって老後を過ごしたいと思わない?

アストのほけん

 0120-57-2760 長野県諏訪市南町10-5

■定休日/日曜日・祝日 ■営業時間/10:00～19:00

E-mail:ast@view.ocn.ne.jp HP:http://astnohoken.com/